

第1回 葉山町地域密着型サービス運営委員会次第

開催日： 平成28年1月21日（木）14時30分から

場 所： 葉山町役場 3階 協議会室 2

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 委員会の運営について
- 3 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- 4 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について
- 5 地域密着型サービス事業所の指定について
- 6 次回以降の開催について
- 7 その他

（配布資料）

- 資料1 葉山町地域密着型サービス運営委員会委員名簿
- 資料2 葉山町地域密着型サービス運営委員会規則
- 資料3 葉山町地域密着型サービス運営委員会傍聴要領
- 資料4 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- 資料5 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について
- 資料6 地域密着型介護老人福祉施設の公募状況について

葉山町地域密着型サービス運営委員会委員名簿

任期：平成 28 年 1 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日

| | 構 成 | 氏 名 | 所 属 機 関 |
|---|---------------------------|---------|----------------|
| 1 | 要綱第3条2項4号 (被保険者) | 青 木 英 子 | 葉山町民生委員児童委員協議会 |
| 2 | 要綱第3条2項1号 (被保険者) | 岩 本 妙 子 | 介護保険被保険者(町民公募) |
| 3 | 要綱第3条2項4号 (福祉関係者) | 加 藤 智 史 | 葉山町社会福祉協議会 |
| 4 | 要綱第3条2項4号 (福祉関係者) | 重 松 美智子 | 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 |
| 5 | 要綱第3条2項1号 (被保険者) | 田 中 ひろ子 | 介護保険被保険者(町民公募) |
| 6 | 要綱第3条第2項3号 (保健医療経験者) | 二 瓶 東 洋 | 逗葉医師会 |
| 7 | 要綱第3条第2項3号 (保健医療経験者) | 沼 田 謙一郎 | 逗葉歯科医師会 |
| 8 | 要綱第3条第2項2号 (知識経験を有する者) | 山 本 恵 子 | 神奈川県立保健福祉大学 |

(敬称略：五十音順)

葉山町地域密着型サービス運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)第2条の規定に基づき設置された葉山町地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの介護報酬及び指定基準の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

葉山町地域密着型サービス運営委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の資格)

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に在住している者
- (2) 町内に通勤している者

(傍聴者の決定等)

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
- 3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
- 4 傍聴者には、会長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

(委員会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (3) 銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
- (2) 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
- (4) 新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

葉山町地域福祉計画策定委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、葉山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の資格）

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

- （1）町内に在住している者
- （2）町内に在勤の者

（傍聴者の決定等）

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
- 3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
- 4 傍聴者には、会長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

（委員会の会議を傍聴することができない者）

第4条 次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- （1）決定した傍聴者以外の者
- （2）審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- （3）銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

（傍聴者が守るべき事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- （1）携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
- （2）写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
- （3）静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
- （4）新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- （5）飲食及び喫煙をしないこと。
- （6）やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
- （7）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（秩序の維持）

第6条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について

1 町内の地域密着型サービス事業所の設置状況

葉山町内の地域密着型サービス事業所としては、グループホームと呼ばれる（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス事業所2箇所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所1箇所の合計3箇所あります。

【認知症対応型共同生活介護】

グループホーム びやくしんの苑 …… 住所：葉山町長柄6 2 - 4
定員：1ユニット 9人
グループホーム 葉山の里 …… 住所：葉山町長柄2 5 3 - 1
定員：2ユニット 18人

【認知症対応型通所介護】

葉山オハナ デイサービスセンター …… 住所：葉山町堀内2 1 8 4 - 3 0
定員：12人

【小規模多機能型居宅介護支援】

アンコール葉山小規模多機能型居宅介護事業所 …… 住所：葉山町長柄2 6 4 番地
定員：25人

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

葉山オハナ 24在宅サポート …… 住所：葉山町堀内2 1 8 4 - 3 0

2 町民の利用状況

地域密着型サービスは原則、居住地の市町村に所在する事業所のサービスを利用しますが、他の市町村の施設についても、その市町村長の同意のもとに葉山町長が指定を行えば、葉山町民が利用することができます。

葉山町民指定の地域密着型サービス事業所一覧

| 施設種別 | 所在地 | 施設名 | 定員 | 町民利用者数 | 町外利用者 | |
|--------------------------|------|------------------------|-----|--------|-----------|--------------------------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 葉山町 | グループホーム びやくしんの苑 | 9人 | 6人 | 合計 24人 | 横浜市1人 横須賀市1人 逗子市1人 |
| | | グループホーム 葉山の里 | 18人 | 17人 | | 横浜市1人 |
| | 逗子市 | グループホーム「櫻」 | 18人 | 1人 | | |
| 通所介護 認知症対応型 | 葉山町 | 葉山オハナ デイサービスセンター | 12人 | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 葉山町 | アンコール葉山 小規模多機能型居宅介護事業所 | 25人 | 18人 | 合計 19人 | |
| | 横須賀市 | 小規模多機能ホーム ゆりの花 南武 | 25人 | 1人 | | |
| 看護 対応型訪問介護 定期巡回・随時 | 葉山町 | 葉山オハナ 24在宅サポート | | 5人 | 5人 | 逗子市2人 |

葉山オハナ デイサービスセンターの利用定員は、営業日ごとで次のとおりです。
(平成28年1月18日現在)

| | 総利用者数 | 葉山町民 |
|-----|-------|------|
| 月曜日 | 11人 | 11人 |
| 火曜日 | 10人 | 10人 |
| 水曜日 | 10人 | 10人 |
| 木曜日 | 11人 | 11人 |
| 金曜日 | 10人 | 10人 |

(総登録者数 22人)

地域密着型介護老人福祉施設の公募状況について

1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について

・事業内容

原則要介護3以上を対象とした定員が29人以下の特別養護老人ホーム。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるようめざします。

なお、利用者は原則所在市町村民のみとなります。

・人員基準

医師：健康管理・療養上の指導を行うために必要な数

生活相談員：常勤で1以上

介護職員・看護職員の総数：常勤換算方法で入所者3人に対し1以上

看護職員：1以上で1人以上は常勤

介護職員のうち1人以上は常勤

栄養士：1以上

機能訓練指導員：1以上（施設の他の職務に従事できる）

介護支援専門員：専従常勤で1以上（入所者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務に従事できる）

2 公募状況

1 事業者指定のための公募を平成27年8月3日 - 9月30日で実施し、平成27年9月28日に1事業者から申請があった。

・申請者：葉山町長柄1337-1

（仮称）社会福祉法人愛誠会

・開設予定地：葉山町長柄1337-1

・入所定員：29人

・併設施設：（介護予防）短期入所生活介護：20人

（介護予防）通所介護：20人

・開設予定年月日：平成29年4月1日

3 補助金（予定）

・（県）建設費：4,270,000円/床

開設準備経費：621,000円/床

・（町）建設費：1,500,000円/床

第1回 葉山町地域密着型サービス運営委員会 会議録（概要版）

日時：平成28年1月21日(木)

14：40～15：10

場所：葉山町役場 3階 協議会室 2

委員会の概要

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 委員会の運営について
- 3 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- 4 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について
- 5 地域密着型サービスの指定について
- 6 次回以降の開催について
- 7 その他

配布資料

- ・資料1 葉山町地域密着型サービス運営委員会委員名簿
- ・資料2 葉山町地域密着型サービス運営委員会規則
- ・資料3 葉山町地域密着型サービス運営委員会傍聴要領
- ・資料4 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- ・資料5 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について
- ・資料6 地域密着型介護老人福祉施設の公募状況について

出席者等（敬称略）

- 会長..... 山本恵子
副会長..... 二瓶東洋
委員..... 青木英子、岩本妙子、加藤智史、重松美智子、田中ひろ子、沼田謙一郎
事務局..... 仲野福祉部長、守屋福祉課長、坂口課長補佐、大渡係長

審議状況（議事要約）

（課長）それでは、引き続きになって大変申し訳ないんですが、ただ今より第1回 葉山町地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。

それと失礼ですけど、委員の委嘱状は机上の方に先ほど配布させていただきましてのでご了承いただければと思います。

次第の1でございますけれど、会長、副会長の選任ですけれど、当委員会と介護保険事業計画等運営委員会は密接な関係がございますので、引き続き山本会長、二瓶副会長にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

（異議なし）

（課長）すみません、よろしくお願いいいたします。

それでは、こちらにつきましても山本会長の議事でもよろしくお願いいいたします。

（会長）引き続きよろしくお願いいいたします。

では、次第に基づきまして事務局よりご説明願います。

（事務局）委員会の運営についてということで、資料2、資料3をご覧ください。

資料2でございますが、先ほどの介護保険事業計画等運営委員会と同様でございます、当町ではこのような規則を設けております。

第2条のところで、地域密着型サービスの介護報酬及び指定基準の設定に関する事、これは地域密着型サービスの介護報酬に関しては全国一律で決まっているんですけど、市町村独自で報酬を定める事ができるという規定がございます。

また、地域密着型サービスの指定に関する事、地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他町長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について当委員会でご意見をいただきます。

委員につきましては、記載のとおり9名以内ということで、本日ご出席いただいている皆様でございます。

第4条では互選で会長、副会長が決まる、第5条で会の運営は過半数の出席が必要であるということになっています。

資料3のところにつきましては、先ほどの委員会の内容と全く同じでございますので、ここは省略させていただきたいのですが、本日皆さまのご理解がいただけましたなら次回から傍聴を求めて参ります。

また、資料について町ホームページに掲載させていただき、議事録については要約とさせていただくということを考えております。

以上、委員会の運営でございます。よろしくお願いいいたします。

（会長）では、引き続き地域密着型サービス運営委員会の役割についてご説明いただきます。

（事務局）資料4をご覧ください。

そもそも、地域密着型サービスというものが何かということですが、地域密着型サービスは要介護や要支援状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするためのサービスとして平成18年度に創設されたものです。

3の(1)から(8)までの色々なサービスからなっておりますが、一番大きな特徴としましては、この記載されているサービスは原則としてその所在している自治体の住民しか利用することができません。

つまり、葉山町内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を利用できるのは、原則葉山町民だけです。逆に逗子市に所在していれば原則逗子市民しか利用する事ができない。

なぜならば、可能な限り住み慣れた地域で環境を変えずして介護していくことが認知症を抱えた型に対して適したサービスを提供できるという考えがあるからです。

また、4 地域密着型サービス運営委員会の役割ですけれど、本サービスについては、指導及び監督権限について所在している市町村が持っております。

つまり葉山町の地域密着型サービス事業所に対しては葉山町が指定もすれば監査もするということですので、本委員会でご説明させていただき、色々なご意見をいただく中でよりよい指導、指定をさせていただくというものでございます。

今後新規事業者指定案件が発生した場合や、既存の事業所の運営評価をするために年1回から2回当委員会を開催させていただくものでございます。

以上、地域密着型サービス運営委員会の役割についてでございます。よろしくお願いたします。

(会長)何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。では、引き続き事務局よりご説明願います。

(事務局)資料5をご覧くださいなのですが、葉山町の地域密着型サービス事業所の状況でございます。

先ほども少し申し上げましたけれど、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが2箇所ございます。

認知症対応型通所介護が1箇所ございます。

小規模多機能型居宅介護事業所が1箇所ございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1箇所ございます。

したがって、葉山町には現在5箇所の地域密着型サービス事業所がございます。

2番の町民の利用状況については、先ほど申し上げましたとおりで、この事業所は原則葉山町民しか利用することができません。

ページをおめくりください。裏面のところでございます。

原則葉山町民とは申し上げましたけれど、例えばグループホームびやくしの苑におきましては、地域密着型サービスが始まる前からご入居されている方が何人いらっしゃいます。そういった方々が今もご入居されているいらっしゃいますので、町外利用者がいらっしゃるということになっております。

あるいは、グループホーム「櫻」に葉山町民が1名ご利用されていらっしゃるんですが、原則逗子市民しか利用することができないんですが、その利用者さんはご本人の状況、ご家族の状況がございまして、どうしてもこの事業所を利用する必要があったので逗子市の同意を得てご利用いただいているものでございます。

小規模多機能型居宅介護の横須賀市のところも同じでございまして、これは葉山町に小規模多機能が開設される前、どうしても小規模多機能を利用する必要があり、また横須賀市にもともと縁がある方であったので横須賀のこの事業所を利用している方が1名いらっしゃいます。

逆に言うと定期巡回・随時対応型訪問介護看護は小規模多機能と同様に地域包括ケアの重要な役割を果たすサービスでございますが、24時間、365日、1コールで速やかに、夜中であろうと明け方であろうと介護職員がご自宅に来てくれる、それも短時間来てくれる、訪問介護ですと30分以上サービス提供しなければならないとかの規定がございまして、例えば夜薬を飲むときに飲む事が難しい、ご家族もいないという時に薬を飲む介助をして欲しいとか、ご家族がいない時間の失

禁、失便がひどい時に来てくれるという非常に利便性のあるサービスですが、逆に手間がかかるサービスなので、事業者が二の足を踏んでしまう、葉山町はようやく1事業所開設されたのですが、残念ながら逗子市にはございません。この2名につきましては、逗子市にこの事業所がなく、またお住まいが葉山町に近く葉山町と関係のある利用者だったので、ご利用いただいているものでございます。

葉山オハナデイサービスセンターの利用状況は表のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、葉山町の地域密着型サービス事業所の状況でございます。よろしく願いいたします。

(会長)ただ今の事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はございますか。

葉山オハナ 24在宅サポートについて現在5人の利用者となっておりますが、何人まで利用可能なのですか。

(事務局)特に定員というものはございません。事業所の方で受け入れ可能な人数となっており、現状では7名の受入れとなっております。なお、事業者の立場としては10名ほど受け入れ可能と聞いております。

(会長)このサービスは採算が取れないのでやってくれるところがないとよその自治体では聞いているんですけど、採算が取れるところまではいかないだろうと聞いていました。

(委員)オハナなんですけど、確か、ここの一番最後の会議で決めた事業所さんだったと思うんですけど、すごくよく車を見るんですけども。5人なんですけど、葉山町で。

(事務局)今、葉山町民は5人です。またデイサービスも運営しております。

(委員)定員の上限はないんですよ。

(事務局)受け入れ可能な人数ということです。

(委員)ぜひ運営を継続させて欲しいですね。

(会長)他にご質問はございますか。では、次の次第について事務局より説明願います。

(事務局)それでは、地域密着型サービス事業所の指定ということで、資料6をご覧ください。

まず、この資料に載せていないところでご説明させていただきたいのですが、小規模多機能型居宅介護事業所についても第6期の計画期間中に増設を考えていると申し上げました。まだこれは公募を行っていないので、ここには何も書いてございませんが、公募をさせていただいて平成28年度に増設したいと考えておりますので、その際は改めて皆さまにご審議いただきたいと考えております。

それともう1点でございます。通所介護の事業所は、今葉山町内に9事業所ございます。今般、制度改正によりまして、28年4月より定員が18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護ということで一般の通所介護から知己密着型サービスに移行されます。

葉山町内9事業所のうち3事業所が移行する予定でございます。移行すると何が変わるかというと、神奈川県が指定監督しているものが葉山町に指定監督権限が変わってくる。

一番大きな変更点は、今までどこの市民でも利用する事が可能であったものが、3通書介護事業所については原則葉山町民しか利用することが出来なくなってきました。

なお、心配される点で今利用されている葉山町民以外の方についてですが、今利用している方はそのまま利用することが出来ます。ただ、新規が利用できなくなるというものでございます。

指定につきましては国の方からみなし指定といたしまして、例えばもうすでに神奈川県の方に書類も出して指定も取っているものですから、改めて所在する市町村に指定申請書類を提出しなくても申請があったものとみなしてよいという規定がございますので、特段大きな事務手続きはございません。ただ、指定監督権限は葉山町に移行されますので、当委員会においてご説明させていただく予定であるということをご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、資料6 地域密着型介護老人福祉施設の公募状況でございますが、原則要介護3以上の方を対象とした定員29人以下の特別養護老人ホームをこの3か年で1事業所整備するよていでございます。

実際に2番、公募状況でございますが、8月から9月にかけてホームページ等で公募させていただきました。その結果、1事業者申請があがってきております。この事業者は長柄、逗葉新道沿いに事業所開設させる予定で手続を進めております。

特別養護老人ホームの定員は29人、それ以外にショートステイを20人、デイサービスを20人も併設して開設する予定です。

開設予定年月日は、平成29年4月1日を目指しています。

ただ、まだ建設はしておりませんので、公募をして応募があり内定を出したという段階でございます。今後様々な書類を通じて確認させていただいて、この委員会で小規模多機能の指定とともにもう少し細かい内容をお伝えし、皆さまのご意見をいただいた後で指定していくことをかんがえてまいります。

補助金につきましては、県、町から交付する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、地域密着型サービス事業所の指定についてご説明させていただきました。よろしくようお願いいたします。

(会長)よその自治体でも施設建設で、オリンピックの影響で建設物価が高騰してしましまして予定通り開設できないという話を聞いた事がございまして、その影響があるのかと思いついて聞いておりました。

来年の4月では無理かもと思いついて聞いておりました。

(委員)先ほどのご説明の中で、通所介護の18人以下の事業所について地域密着型に移行されるという点ですが、神奈川県が事業所の実地指導をしているんですけど、これが地域密着になることで、町の指導監督状況について教えてください。

(事務局)原則年1回、集団指導講習会を開催し基準とか説明をさせていただいて、実地指導を行う予定でございます。

地域密着型通所介護につきましては、運営推進会議と申しまして地域住民や行政職員が参加して運営状況について議論する場がございますので、集団指導、実地指導の他に運営推進会議にも参加してまいりたいと考えております。

(委員)事業所が増えていくと大変ですね。

(事務局)予断ですが、近隣ですと鎌倉市は地域密着型通所介護事業所が多く存在するので、事務的に大変なことになると聞いております。

(会長) 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。
では、次の次第をお願いいたします。

(事務局) 次回以降の開催でございますけれど、次回は地域密着型介護老人福祉施設の指定と小規模多機能型居宅介護事業所の指定で開催させていただきます。

今のところ、夏あたりに事業所指定と事業実績報告をさせていただく予定です。なお、地域密着型サービス運営委員会は介護保険事業計画等運営委員会と地域包括支援センター運営協議会と同日開催を基本としていますが、次回は議題が多くなる予定なので、地域密着型サービス運営委員会のみで開催とさせていただき、会長と事務局とで日程調整し、各位委員にご通知させていただきたいと考えております。

(会長) それでは、その他の事項がないようでしたら、これで第1回 葉山町地域密着型サービス運営委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。